

○静岡県入港料条例

昭和52年10月24日

条例第32号

静岡県入港料条例をここに公布する。

静岡県入港料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第44条の2第1項に規定する入港料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入港料の納付)

第2条 船舶の運航者は、当該船舶が別表第1に掲げる港湾(法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。)に入港した場合は、入港料を知事が指定する日までに納付しなければならない。

(入港料の料率)

第3条 入港料の料率は、別表第2のとおりとする。

(入港料を徴収しない船舶)

第4条 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶のほか、総トン数700トン未満の船舶については、入港料を徴収しない。

(入港料の減免)

第5条 知事は、公益上その他特別の理由があると認める船舶については、入港料を減免することができる。

(入港届)

第6条 船長、船舶の運航者の代理人又は船長から委任を受けた者は、当該船舶が別表第1に掲げる港湾に入港したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条に規定する船舶については、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例83号〕)

(関係書類の提示等)

第7条 知事は、入港料の徴収に関し特に必要があると認めるときは、船舶の運航者その他の関係者に対し、必要と認める書類の提示又は提出を求めることができる。

(一部改正〔平成17年条例83号〕)

(罰則)

第8条 偽りその他不正の行為により、入港料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から昭和53年3月31日までの間に別表第1に掲げる港湾に入港した船舶についての入港料の料率は、別表第2の規定にかかわらず、入港1回総トン数1トンにつき同表に定める金額に0.9を乗じて得た額とする。

(静岡県港湾管理条例の一部改正)

3 静岡県港湾管理条例(昭和36年静岡県条例第54号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成元年3月29日条例第35号)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年4月規則第47号で、同元年5月1日から施行)

2 この条例の施行前に入港した船舶に係る入港料については、改正後の静岡県入港料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第28号)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成9年4月規則第54号で、同9年5月1日から施行)

2 この条例の施行前に入港した船舶に係る入港料については、改正後の静岡県入港料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年10月21日条例第83号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第75号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に入港した船舶に係る入港料については、改正後の静岡県入港料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条、第6条関係)

港湾名
清水港
田子の浦港
御前崎港

別表第2(第3条関係)

(全部改正〔平成元年条例35号〕、一部改正〔平成9年条例28号〕)

基準料率	入港1回総トン数1トンにつき2円に10銭を加えた額
外航船舶の料率	入港1回総トン数1トンにつき2円
内航船舶の料率	入港1回総トン数1トンにつき基準料率の2分の1の額

備考

- 1 外航船舶の料率は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。
- 2 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。
- 3 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。
- 4 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
- 5 同一船舶が1月(月の1日から末日までをいう。)に11回(4の規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。)以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。
- 6 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。
- 7 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。
- 8 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

注 平成25年12月27日条例第75号により、平成26年4月1日より施行

改正前				改正後			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
	基準料率	入港1回総 トン数1ト			基準料率	入港1回総 トン数1ト	

		ンにつき2 円に <u>10</u> 銭を 加えた額				ンにつき2 円に <u>16</u> 銭を 加えた額	
	(略)				(略)		
備考 (略)				備考 (略)			
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。							